

第百五十六回国
参議院環境委員会會議録第九号

平成十五年四月二十四日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十三日

補欠選任
椎名 一保君
松山 政司君

愛知 治郎君
山東 昭子君

出席者は左のとおり。

委員長 海野 徹君
理事 大島 慶久君
清水嘉与子君
小川 勝也君
高橋紀世子君

委員 小泉 顕雄君
山東 昭子君
真鍋 賢二君
小林 元君
ツルキン マルティ君
福山 哲郎君
藁科 満治君
加藤 修一君
弘友 和夫君
福本 潤一君
岩佐 恵美君
田 英夫君

国務大臣 環境 大臣 鈴木 俊一君
副大臣 環境 副大臣 弘友 和夫君
大臣政務官 環境大臣政務官 望月 義夫君

事務局側

常任委員会専門 大場 敏彦君

本日の会議に付した案件

○独立行政法人環境再生保全機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本環境安全事業株式会社法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(海野徹君) ただいまから環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日、椎名一保君及び松山政司君が委員を辞任され、その補欠として愛知治郎君及び山東昭子さんがそれぞれ選任されました。

○委員長(海野徹君) 独立行政法人環境再生保全機構法案及び日本環境安全事業株式会社法案の両案を一括して議題といたします。
政府から順次趣旨説明を聴取いたします。鈴木環境大臣。

○国務大臣(鈴木俊一君) おはようございます。ただいま議題となりました独立行政法人環境再生保全機構法案及び日本環境安全事業株式会社法案につきまして、その提案の理由及び主な内容を御説明申し上げます。

まず初めに、独立行政法人環境再生保全機構法案について御説明申し上げます。
環境省所管の特殊法人である公害健康被害補償予防協会及び環境事業団につきましては、特殊法人等改革基本法及び特殊法人等整理合理化計画に基づき、所要の業務、組織の見直しを行うこととしております。この法律案は、その一環として、公害健康被害補償予防協会が行っている公害健康

被害の補償等の業務、環境事業団が行っている地球環境基金による民間団体への助成等の業務について、これらの業務の公正かつ確実な実施を期するため、独立行政法人通則法に基づいて独立行政法人環境再生保全機構を設立し、これらの業務を行わせることとするものであります。

次に、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、本独立行政法人の名称、目的及び業務の内容であります。本独立行政法人は、名称を独立行政法人環境再生保全機構とすることとし、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、最終処分場の維持管理積立金の管理等の業務を行うこととし、これらの業務を行うことにより、良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とすることとしております。

第二に、本独立行政法人の資本金、役員及び職員、公害健康被害予防基金、地球環境基金等の設置及び運用、本独立行政法人に係る主務大臣等、法人の財務及び運営に関する事項を定めることとしております。

第三に、公害健康被害補償予防協会及び環境事業団の解散、本独立行政法人の設立に当たつての経過措置、本独立行政法人が行う業務の特例等につき所要の規定を置くこととしております。

なお、本独立行政法人は、平成十六年四月一日に設立することとしております。
引き続き、日本環境安全事業株式会社法案について御説明申し上げます。
環境省所管の特殊法人である公害健康被害補償予防協会及び環境事業団につきましては、先ほど

申し上げましたように、特殊法人等改革基本法及び特殊法人等整理合理化計画に基づき、所要の業務、組織の見直しを行うこととしております。この法律案は、その一環として、環境事業団が行っているポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業について、その事業の効率的な実施を期するため、特殊会社である日本環境安全事業株式会社を設立し、これに事業を行わせることとするものであります。

次に、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、本会社の名称、目的及び事業の内容であります。本会社は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業及び環境の保全に関する情報等を提供する事業等を営営することとし、本会社の名称は日本環境安全事業株式会社とすることとしております。

第二に、本会社の経営の健全性及び安定性の確保のために、本会社がポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業を営営する間は政府が本会社の総株主の議決権の過半数を保有すること、本会社は、新株等の発行、資金の長期借入れ、代表取締役の選定等の決議、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る事業基本計画の策定等については、環境大臣の認可を受けなければならないこと等を定めることとしております。

このほか、本会社の設立の手續等に関し、所要の規定を置くこととしております。

なお、本会社は平成十六年四月一日に設立することとしており、また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理状況等を勘案しつつ、平成二十八年三月三十一日までの間に、本会社の在り方について、この法律の廃止及び民営化を含めて見直しを行うこととしております。

び日本環境安全事業株式会社法案の提案の理由及び主な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(海野徹君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時七分散会

四月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、独立行政法人環境再生保全機構法案

一、日本環境安全事業株式会社法案

独立行政法人環境再生保全機構法案

独立行政法人環境再生保全機構法案

独立行政法人環境再生保全機構法案

独立行政法人環境再生保全機構法案

独立行政法人環境再生保全機構法案

独立行政法人環境再生保全機構法案

独立行政法人環境再生保全機構法案

独立行政法人環境再生保全機構法案

独立行政法人環境再生保全機構法案

独立行政法人環境再生保全機構法案

独立行政法人環境再生保全機構法案

び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することにも人類の福祉に貢献することを目的とする。

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第三条第五項及び第四条第七項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第十四条第一項の公害健康被害予防基金又は第十五条第一項の地球環境基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務

を行つてはならない。

(役員の任期)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員及び職員の地位)

第九条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 公害に係る健康被害の補償に関する次に掲げる業務を行うこと。

イ ばい煙発生施設等設置者(公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百一十一号)以下この項及び次条において「補償法」という。)第五十二条第一項のばい煙発生施設等設置者(いう。)及び特定施設等設置者(補償法第六十二条第一項の特定施設等設置者をいう。)からの汚染負荷量賦課金(補償法第五十二条第一項の汚染負荷量賦課金をいう。)及び特定賦課金(補償法第六十二条第一項の特定賦課金をいう。)の徴収

ロ 補償法第十三条第二項の規定による支払

ハ 補償法第四十八条の規定による納付金の納付

二 補償法第六十八条に規定する業務を行うこと。

三 環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であつて次に掲げるものに対して、助成金の交付を行うこと。

イ 日本国内に主たる事務所を有する民間団体(民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体をいう。以下この号において同じ。)による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

ロ 外国に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

ハ 日本国内に主たる事務所を有する民間団体による日本国内においてその環境の保全を図るための活動で、広範な国民の参加を得て行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

四 前号に規定する活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。

五 ポリ塩化ビフェニル廃棄物(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法平成十三年法律第六十五号)第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。以下同じ。)の処理を確保かつ適正に行うことができるものと認められるものとして環境大臣が指定する者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため、その処理に要する費用で環境省令で定める範囲内のものにつき助成金の交付を行うこと。

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条の五第三項(同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。)の規定による維持管理積立金の管理を行うこと。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

ロ 外国に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

ハ 日本国内に主たる事務所を有する民間団体による日本国内においてその環境の保全を図るための活動で、広範な国民の参加を得て行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

四 前号に規定する活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。

五 ポリ塩化ビフェニル廃棄物(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法平成十三年法律第六十五号)第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。以下同じ。)の処理を確保かつ適正に行うことができるものと認められるものとして環境大臣が指定する者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため、その処理に要する費用で環境省令で定める範囲内のものにつき助成金の交付を行うこと。

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条の五第三項(同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。)の規定による維持管理積立金の管理を行うこと。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十一条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、前条第一項第二号(補償法第六十八條第二号に係る部分に限る。)第三号又は第五号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第二條第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構の理事長」と、同法第二條第一項及び第四項、第七條第二項、第十九條第一項及び第二項、第二十四條並びに第三十三條中「国」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構」と、同法第十四條中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(区分経理)

第十二條 機構は、第十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務(以下「公害健康被害補償予防業務」という。)に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(積立金の処分)

第十三條 機構は、通則法第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四條第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち環境大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十條第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十條に規定する業務の財源に充てることができる。

2 環境大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、環境省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、前項の納付金の納付に係る手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

(公害健康被害予防基金)

第十四條 機構は、第十条第一項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によつて得るために公害健康被害予防基金を設け、附則第三條第十項の規定により政府から出資があつたものとされた金額及び同条第十一項の規定により大気汚染物質排出施設設置者等(大気の汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者その他大気の汚染に關連のある事業活動を行う者をいう。以下同じ。)から拠出があつたものとされた金額並びに第五條第二項後段の規定により公害健康被害予防基金に充てらるべきものとして政府が示した金額及び公害健康被害予防基金に対し大気汚染物質排出施設設置者等から拠出された金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てらるものとする。

2 通則法第四十七條及び第六十七條(第四号に係る部分に限る。)の規定は、公害健康被害予防基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七條第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替へるものとする。

(地球環境基金)

第十五條 機構は、第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によつて得るために地球環境基金を設け、附則第四條第十一項の

規定により政府から出資があつたものとされた金額及び同条第十二項の規定により政府以外の者から出金があつたものとされた金額並びに第五條第二項後段の規定により地球環境基金に充てらるべきものとして政府が示した金額及び地球環境基金に充てらることを条件として政府以外の者から出金された金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てらるものとする。

2 機構は、次の方法による場合を除くほか、地球環境基金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他環境大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他環境大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

四 財政融資資金への預託

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金)

第十六條 機構は、第十条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に要する費用で環境省令で定める範囲内のものに充てらるためにポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を設け、附則第四條第十三項の規定によりポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てられた金額並びに第三項の規定により交付を受けた補助金及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てらることを条件として政府及び都道府県以外の者から出金された金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てらるものとする。

2 通則法第四十七條及び第六十七條(第四号に係る部分に限る。)の規定は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七條第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替へるものとする。

3 政府及び都道府県は、予算の範囲内において、機構に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てらる資金を補助することができる。

て、機構に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てらる資金を補助することができる。

第四章 雜則

(財務大臣との協議)

第十七條 環境大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十条第一項第五号及び前条第一項の環境省令を定めようとするとき。

二 第十三條第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第十五條第二項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第十八條 機構に係る通則法における主務大臣は次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に關する事項については、環境大臣

二 第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に關する事項については、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣

三 第十条に規定する業務のうち前号に掲げる業務以外のものに關する事項については、環境大臣

2 機構に係る通則法における主務省及び主務省令は、それぞれ環境省及び環境省令とする。

(他の法令の準用)

第十九條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十條 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第二十一條 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の規定の適用については、同法第二條第一項第一

号に規定する職員には該当しないものとする。
この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により環境大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三 第十四条第二項及び第十六条第二項において読み替えて準用する通則法第四十七条の規定に違反して公害健康被害予防基金若しくはポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を運用し、又は第十五条第二項の規定に違反して地球環境基金を運用したとき。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十七条まで及び第二十九条から第三十六条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(環境事業団法の一部改正)

第二條 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八條中「第十八条第一項第六号」を「第十八条第一項第一号から第六号まで」に改める。

(公害健康被害補償予防協会の解散等)

第三條 公害健康被害補償予防協会(以下「協会」という。)は、機構の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて機構が承継する。

2 機構の成立の際現に協会が有する権利(附則第十八条の規定による改正前の公害健康被害の補償等に関する法律(以下「旧補償法」という。))

第九十八條の二第二項に規定する基金に係る経理に属する資産に限る。)のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時ににおいて国が承継する。
3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 協会の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

5 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額(第一号から第三号までに掲げる金額があるときは当該金額を控除した金額とし、第四号に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とする。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

一 旧補償法第九十八條の二第二項に規定するその他の経理において旧補償法第九十五條第一項の規定により積立金として整理されている金額

二 旧補償法第九十八條の二第二項に規定する基金に係る経理において旧補償法第九十五條第一項の規定により積立金として整理されている金額に相当する金額のうち環境大臣が財務大臣と協議して定める金額

三 旧補償法第九十八條の二第一項の基金(以下「旧公害健康被害予防基金」という。)に対し大気汚染物質排出施設設置者等から拠出された金額

四 第一号に規定する経理において旧補償法第九十五條第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額

6 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

8 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧補償法第九十八條の二第二項に規定するその他の経理において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、第十二条に規定する公害健康被害補償予防業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

9 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、第五項第二号に掲げる金額を、第十二条に規定する公害健康被害補償予防業務に係る勘定に属する積立金として整理するものとする。

10 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、旧公害健康被害予防基金に充てるべきものとして政府から出資された金額(第二項の規定により国が承継することとされた資産のうち、旧公害健康被害予防基金に充てるべきものとして政府から出資されたものに相当する金額を除く。)に相当する金額は、機構の成立に際し、第十四条第一項の公害健康被害予防基金に充てるべきものとして政府から機構に対し出資されたものとする。

11 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、旧公害健康被害予防基金に対し大気汚染物質排出施設設置者等から拠出された金額に相当する金額は、機構の成立に際し、第十四条第一項の公害健康被害予防基金に対し大気汚染物質排出施設設置者等から拠出されたものとする。

12 第一項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(環境事業団の解散等)

第四條 環境事業団(以下「事業団」という。)は、機構の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に必要事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時ににおいて機構及び日

本環境安全事業株式会社(以下「会社」という。)が承継する。

2 事業団の解散の際現に事業団が有する権利のうち、機構及び会社がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、事業団の解散の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定により承継する権利及び義務の範囲は、次の各号に掲げる法人ごとに当該各号に定めるところによる。

一 機構 事業団が有する権利及び義務のうち次号に掲げるもの以外のもの

二 会社 附則第二十条の規定による廃止前の環境事業団法(附則第二条の規定による改正後の環境事業団法をいう。以下「旧事業団法」という。)第十八条第一項第六号、第九号及び第十号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る権利及び義務

5 第一項の承継計画書は、事業団が、政令で定める基準に従って作成して環境大臣の認可を受けたものでなければならない。

6 事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、機構及び会社が従前の例により行うものとする。

7 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額(次項の規定により積立金として整理される金額があるときは当該金額及び第十二項の規定により機構に対し出えんされたものとされる金額の合計額に相当する金額を控除した金額とし、次項の規定により繰越欠損金として整理される金額があるときは当該金額を加算した金額とする。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

8 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項の承継計画書において定めるところに従い機構が旧事業団法第二十五条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定から承継する資産の価額(環境大臣が財務大臣に協議して定める金額を除く。以下この条において同じ。)が負債の金額を超えるときは、その差額に相当する額については附則第七条第二項に規定する承継勘定に属する積立金として、旧事業団法第二十五条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定から承継する資産の価額が負債の金額を下回るときは、その差額に相当する額については附則第七条第二項に規定する承継勘定に属する繰越欠損金として、それぞれ整理するものとする。	14 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における附則第二十二條の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條の六第一項の維持管理積立金の総額に相当する金額を、第十条第一項第六号の維持管理積立金に充てるものとする。	二 次に掲げる規定により設置され、及び譲渡された施設等について賦払の方法によりその対価の支払が行われるときにおけるその賦払金に係る債権の管理及び回収を行うこと。 イ 公害防止事業団法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四十三号)による改正前の公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第十八条第一号から第四号まで ロ 公害防止事業団法の一部を改正する法律(平成四年法律第三十九号)による改正前の公害防止事業団法第十八条第一項第一号から第四号まで	二 正前の環境事業団法第十八条第一項第六号「環境事業団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十四号)第二条による改正前の環境事業団法第十八条第一項第六号機構は、前項各号に掲げる業務(以下「承継業務」という。)の経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「承継勘定」という。)を設けて整理しなければならない。 3 機構が承継業務を行う間、第十三条第一項、第十八条第一項第三号及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは、「第十条及び附則第七条第一項」と読み替えて、これらの規定を適用する。
9 前二項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。	15 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(権利及び義務の承継に伴う経過措置)	ハ 環境事業団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十四号)第一条による改正前の環境事業団法第十八条第一項第一号から第五号まで 二 環境事業団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十四号)第二条による改正前の環境事業団法第十八条第一項第一号から第四号まで及び第五号	4 機構が第一項第一号に掲げる業務を行う間、当該業務(旧事業団法第十八条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びに同項第五号に掲げる業務のうち都市公園となるべき緑地を設置し、及び譲渡するもの並びにこれらに附帯する業務に係るものに限る。)に係る通則法における主務大臣は、前項の規定により読み替えて適用する第十八条第一項第三号の規定にかかわらず、国土交通大臣とする。
10 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。	第五條 前条第一項の規定により機構が承継する旧事業団法第二十七條第一項の規定による事業団の長期借入金に係る債務については政府がした旧事業団法第二十八條の規定による保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。	ホ 環境事業団法の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十六号)による改正前の環境事業団法第十八条第一項第一号から第五号まで及び第七号 ヘ 旧事業団法第十八条第一項第一号から第五号まで	5 機構は、第一項第一号に掲げる業務を行う間、当該業務(旧事業団法第十八条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係るものに限る。)に要する費用の一部に充てるため、環境大臣の承認を受けた金額を第十二条に規定する公害健康被害補償予防業務に係る勘定から承継勘定に繰り入れることができる。
11 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、旧事業団法第三十七條第一項の地球環境基金(以下「旧地球環境基金」という。)に充てるべきものとして政府から出資された金額(第二項の規定により国が承継することとされた資産のうち、旧地球環境基金に充てるべきものとして政府から出資されたものに相当する金額を除く。)に相当する金額は、機構の成立に際し、第十五条第一項の地球環境基金に充てるべきものとして政府から機構に対し出資されたものとする。	2 旧事業団法第二十七條第一項の規定により事業団が発行した環境事業団債券は、附則第八条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による債券とみなす。(機構の成立)	三 次に掲げる規定により貸付けられた資金に係る債権の管理及び回収を行うこと。 イ 公害防止事業団法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四十三号)による改正前の公害防止事業団法第十八条第五号 ロ 公害防止事業団法の一部を改正する法律(平成四年法律第三十九号)による改正前の公害防止事業団法第十八条第一項第五号	6 機構が第一項第一号に掲げる業務を行う間、通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は役員となることができる。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)
12 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、旧地球環境基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額に相当する金額は、機構の成立に際し、第十五条第一項の地球環境基金に充てることを条件として政府以外の者から機構に対し出えんされたものとする。	2 機構は、通則法第十六條の規定にかかわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならぬ。	八 環境事業団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十四号)第一条による改正前の環境事業団法第十八条第一項第一号から第五号まで	
13 第一項の規定により機構が事業団の権利及び	第七條 機構は、当分の間、第十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一 旧事業団法第十八条第一項第二号から第五		

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

7 機構は、第一項第一号に掲げる業務に係る事業実施計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。

8 都道府県知事は、前項の規定による協議をするに当たっては、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

9 第七項に規定する主務大臣及び主務省令は、次のとおりとする。

一 旧事業団法第十八条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びに同項第五号に掲げる業務のうち都市公園となるべき緑地を設置し、及び譲渡するもの並びにこれらに附帯する業務に係るものに関する事項については、国土交通大臣及び国土交通省令

二 第一項第一号に掲げる業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、環境大臣及び環境省令

10 第七項の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第八条 機構は、承継業務に必要な費用に充てるため、環境大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は環境再生保全機構債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による債券(当該債券に係る債権が附則第十条の規定に基づき信託された金銭債権により担保されているものを除く。)の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債券の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法明治二十九年法律第八十九号の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 機構は、環境大臣の認可を受けて、債券の発

行、償還、利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部を銀行、信託会社又は証券会社に委託することができる。

5 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十條及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券会社について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前条第一項の規定による長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について保証することができる。

第十条 機構は、環境大臣の認可を受けて、債券に係る債務の担保に供するため、その金銭債権の一部を信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関(次条において「信託会社等」という。)に信託することができる。

第十一条 機構は、環境大臣の認可を受けて、承継業務に要する資金を調達するため、その金銭債権の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権を譲渡することができる。

第十二条 機構は、前二条の規定によりその金銭債権を信託するときは、当該信託の受託者から次に掲げる業務の全部を受託しなければならない。

一 当該金銭債権の回収に関する業務
二 当該金銭債権の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理及び処分
第十三条 政府は、予算の範囲内において、機構

に対し、機構による附則第七条第一項第二号及び第三号に掲げる業務の確実かつ円滑な実施のために必要な補助金を交付することができる。

第十四条 機構は、毎事業年度、附則第八条第一項の規定による長期借入金及び債券の償還計画を立てて、環境大臣の認可を受けなければならない。

第十五条 環境大臣は、附則第八条第一項若しくは第四項、第十条、第十一条又は前条の認可をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

第十六条 機構は、承継業務を終えたときは、承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際承継勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

2 機構は、前項の規定により承継勘定を廃止したときは、その廃止の際承継勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。
(見直し)

第十七条 第十条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務については、平成二十八年三月三十一日までの間に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の状況等を勘案しつつ、廃止を含めて見直しを行うものとする。
(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正)

第十八条 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を次のように改正する。

「第五章 公害健康被害補償予防協会
第一節 総則(第六十八條―第七
第二節 役員及び職員(第七十四
第三節 評議員会(第八十五條―
第四節 業務(第八十八條―第九
第五節 財務及び会計(第九十二
第六節 監督(第一百一條―第一百
第七節 補則(第一百三三條―第百

三三條)

条(第八十四條)
第八十七條) を「第五章 公害健康被害予
条(第一百條)

防事業(第六十八條―第一百五條)に改める。
第十三条第二項中「公害健康被害補償予防協会(以下「協会」を「独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」に改める。

第四十八條、第四十九條第一項及び第二項、第五十一條、第五十二條第一項、第五十五條第一項及び第三項から第五項まで、第五十六條、第五十七條第一項、第二項及び第四項から第六項まで並びに第五十八條第一項中「協会」を「機構」に改める。

第六十條の次に次の一條を加える。
(資料の提出)
第六十條の二 機構は、汚染負荷量賦課金の徴収に関し必要があると認めるときは、ばい煙発生施設等設置者に対し、文書その他の物件の提出を求めることができる。

第六十二條第一項、第六十四條並びに第六十五條第一項及び第二項中「協会」を「機構」に改める。
第六十六條中「第六十條」を「第六十條の二」に改める。

第五章を次のように改める。
第五節 公害健康被害予防事業
第六十八條 機構は、大気の汚染の影響による健康被害を予防するため、次の業務を行う。

一 大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究、知識の普及及び研修を行うこと。

二 大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する計画の作成、健康相談、健康診査、機能訓練又は施設若しくは機械器具の整備を行う地方公共団体(施設又は機械器具の整備を行う者に対して助成を行う地方

公共団体を含む。）に対する助成金を交付すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第六十九条から第五十五条まで 削除
第六十九条及び第五十条中「協会を「機構」に改める。

第二百三十九条第三項を第四項とし、同条第二項を削り、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四百四十条第二項中「第二百二条第二項」を「前条第二項」に改める。

第四百四十一条第二項中「第二百二条第二項」を「第二百三十九条第二項」に改める。

第四百四十三条の二中「第二百三十九条第一項及び第三項」を「第二百三十九条第一項及び第四項」に改める。

第四百四十六条第一号中「第九十一条」を「第六十条の二（第六十六条において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百四十七条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第四百四十八条を次のように改める。

第四百四十八条 削除

第四百四十九条中、「第四百四十七条第二項又は前条」を又は「第四百四十七条」に改める。

第五百五十条を次のように改める。

第五百五十条 第五十七條第六項（第六十六條において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附則第二条から第九条までを削り、附則第十条を附則第二条とし、附則第十一条を附則第三条とする。

附則第十二条後段を削り、次のただし書を加える。

ただし、旧法第十三条から第十五条まで、第十八条及び第十九条の規定は、適用しない。

同条に次の二項を加える。

2 前項の認定を受けた者は、政令で定めるところにより、この法律による認定を受けた者とみなす。

3 政府は、予算の範囲内において、第一項の規定により従前の例によりその認定をすることができるとされている者の認定に関し旧法第十條の規定により都道府県が支弁する費用及び旧法第十二條の規定により都道府県が補助する費用に充てるため、当該都道府県に対し、交付金を交付するものとする。

附則第十二条を附則第四条とし、附則第十三条を附則第五条とし、附則第十四条を削る。

附則第十五条中「附則第十二条」を「附則第四条第一項」に改め、同条を附則第六条とし、附則第十六条を削る。

附則第十七条第二項中「環境事業団」を「機構」に改め、同条を附則第七条とし、附則第十八条を附則第八条とし、附則第十九条を削る。

附則第十九条の二第一項中「協会を「機構」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第十九条の三第一項中「協会は、第九十八條の二第一項」を「機構は、独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第 号。以下「機構法」という。）第十四条第一項に、「者」を「大気汚染物質排出施設設置者等」に、「第八十八條第四号及び第五号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）」を「第六十八條に規定する業務」に改め、同条を附則第十条とする。

附則第十九条の四（見出しを含む。）中「協会」を「機構」に、「第九十八條の二第一項」を「機構法第十四条第一項」に、「基金を「公害健康被害予防基金」に、「第八十八條第四号及び第五号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）」を「第六十八條に規定する業務」に改め、同条を附則第十一条とする。

を「機構」に、「第九十八條の二第一項」を「機構法第十四条第一項」に、「基金を「公害健康被害予防基金」に、「第八十八條第四号及び第五号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）」を「第六十八條に規定する業務」に改め、同条を附則第十一条とする。

附則第二十条から第三十二条までを削る。

（公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 旧補償法（第七十六條及び第八十六條を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律又は前条の規定による改正後の公害健康被害の補償等に関する法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（環境事業団法の廃止）

第二十條 環境事業団法は、廃止する。

（環境事業団法の廃止に伴う経過措置）

第二十一条 旧事業団法（第九條を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律又は日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第 号）中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）

第二十二條 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を次のように改正する。

第八條の五第二項中「環境事業団」を「独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）」に改め、同条第三項及び第五項中「環境事業団」を「機構」に改める。

（公害防止事業費事業者負担法の一部改正）

第二十三條 公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條」を「第二十一條」に改める。

第二条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第十八條を削り、第十九條を第十八條とし、第二十條から第二十二條までを一条ずつ繰り上げる。

（公害防止事業費事業者負担法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四條 公害防止事業費事業者負担法（第二条第二項第一号の施設の設置には、機構が附則第七條第一項第一号の規定に基づいて行う事業（旧事業団法第十八條第一項第二号に掲げるものに限る。）により設置する施設の譲受けを含むものとし、当該譲受けの事業に係る前条による改正前の同法第十八條の規定の適用については、なお従前の例による。）

（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第二十五條 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第六條の見出しを「港務局についてのこの法律の適用」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十六條 前条の規定による改正前の公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下この条において「旧特別措置法」という。）第六條第一項の規定は、機構が附則第七條第一項第一号の規定に基づいて行う事業（旧事業団法第十八條第一項第二号に掲げるものに限る。）に係る経費に対する政府の補助の算定については、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧特別措置法第六條第一項中「環境事業団」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構」と、環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八條第一項第二号とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第 号）」附則第

七条第一項第一号」と読み替えるものとする。
(罰則の適用に関する経過措置)

第二十七号 附則第十八条及び第二十号の規定の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第二十八号 附則第三条から第五条まで、第七号から第十六号まで、第十九号、第二十一号、第二十四号及び前二条に規定するもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(地方自治法の一部改正)

第二十九号 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百一十一号)の項中「第百三十九条第一項及び第三項」を「第百三十九条第一項及び第四項」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第三十号 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四号第二項中「環境事業団」を削る。
(所得税法の一部改正)

第三十一号 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表環境事業団の項及び公害健康被害補償予防協会の項を削る。

(法人税法の一部改正)
第三十二号 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表環境事業団の項及び別表第二第一号の表公害健康被害補償予防協会の項を削る。
(印紙税法の一部改正)

第三十三号 印紙税法(昭和四十二年法律第二十

三号)の一部を次のように改正する。
(登録免許税法の一部改正)

第三十四号 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
(消費税法の一部改正)

第三十五号 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表環境事業団の項及び公害健康被害補償予防協会の項を削る。
(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第三十六号 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一環境事業団の項及び公害健康被害補償予防協会の項を削る。

日本環境安全事業株式会社法案
日本環境安全事業株式会社法案
目次
第一章 総則(第一条―第三条)
第二章 経営の健全性及び安定性の確保(第四

章―第十二条)
第三章 雑則(第十三条―第十五条)
第四章 罰則(第十六条―第二十一条)
附則

第一章 総則
(会社の目的及び事業)

第一条 日本環境安全事業株式会社(以下「会社」という。)は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業及び環境の保全に関する情報又は技術的知識を提供する事業並びにこれらに附帯する事業を経営することを目的とする株式会社とする。

2 会社は、前項の事業を営むほか、同項の事業の遂行に支障のない範囲内において、環境大臣の認可を受けて、同項の事業以外の事業を営む

ことができる。
(商号の使用制限)

第二条 会社でない者は、その商号中に日本環境安全事業株式会社という文字を使用してはならない。
(一般担保)

第三条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
(株式)

第二章 経営の健全性及び安定性の確保
第四条 政府は、会社がポリ塩化ビフェニル廃棄物(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。以下同じ。)の処理に係る事業(以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業」という。)を経営する間、会社の総株主の議決権の過半数を保有していなければならない。

2 会社は、新株、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとするときは、環境大臣の認可を受けなければならない。ただし、新株予約権が行使されたことにより新株を発行しようとするときは、この限りでない。

3 会社は、前項ただし書の場合においては、当該新株を発行した後、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。
(長期借入金)

第五条 会社は、弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、環境大臣の認可を受けなければならない。

(代表取締役等の選定等の決議)

第六条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十一条の八

第七項に規定する監査委員の選定及び解職の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(事業基本計画)

第七条 会社は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第六條第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に従い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の設置の場所、当該処理施設における処理量の見込み及び処理の方法その他環境省令で定める事業の基本となる事項に関する計画(以下「事業基本計画」という。)を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。事業基本計画の変更(環境省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

(事業計画)
第八条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(重要な財産の譲渡等)
第九条 会社は、環境省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、環境大臣の認可を受けなければならない。

(定款の変更等)
第十条 会社の定款の変更、利益の処分、合併、分割及び解散の決議は、環境大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(財務諸表)
第十一条 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を環境大臣に提出しなければならない。

(債務保証)
第十二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、ポリ塩化ビフェ

ニル廃棄物処理事業に要する費用に充てるため
の会社の長期借入金に係る債務(国際復興開発
銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関
する法律 昭和二十八年法律第五十一号 第二条
第一項の規定に基づき政府が保証契約をするこ
とができる債務を除く。)について保証すること
ができる。

第三章 雑則

(監督)

第十三条 会社は、環境大臣がこの法律の定める
ところに従い監督する。

2 環境大臣は、この法律を施行するため特に必
要があると認めるときは、会社に対し、その業
務に關し監督上必要な命令をすることができ
る。

(報告及び検査)

第十四条 環境大臣は、この法律を施行するため
特に必要があると認めるときは、会社からその
業務に關し報告をさせ、又はその職員に、会社
の營業所、事務所その他の事業場に立ち入り、
帳簿、書類その他の物件を検査させることができ
る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ
の身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを
提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解してはならな
い。

(財務大臣との協議)

第十五条 環境大臣は、第一条第二項、第四条第
二項、第五条、第七条から第九条まで又は第十
条(会社の定款の変更の決議に係るものについ
ては、会社が発行する株式の総数を変更するも
のに限る。)の認可をしようとするときは、財務
大臣に協議しなければならない。

第四章 罰則

第十六条 会社の取締役、執行役、監査役又は職
員が、その職務に關して、賄賂を收受し、又は
その要求若しくは約束をしたときは、三年以下

の懲役に処する。これによつて不正の行為を
し、又は相当の行為をしなかつたときは、五年
以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂
は、没収する。その全部又は一部を没収するこ
とができないときは、その価額を追徴する。

第十七条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその
申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲
役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その
刑を減輕し、又は免除することができる。

第十八条 第十六条第一項の罪は、刑法(明治四
十年法律第四十五号)第四条の例に従う。

第十九条 第十四条第一項の規定による報告をせ
ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定
による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場
合には、その違反行為をした会社の取締役、執
行役、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金
に処する。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合に
は、その違反行為をした会社の取締役、執行役
又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第一条第二項の規定に違反して、事業を営
んだとき。

二 第四条第二項の規定に違反して、新株、新
株予約権又は新株予約権付社債を発行したと
き。

三 第四条第三項の規定に違反して、新株を発
行した旨の届出を行わなかつたとき。

四 第五条の規定に違反して、資金を借り入れ
たとき。

五 第七条の規定に違反して、事業基本計画の
認可を受けなかつたとき。

六 第八条の規定に違反して、事業計画の認可
を受けなかつたとき。

七 第九条の規定に違反して、財産を譲渡し、
又は担保に供したとき。

八 第十一条の規定に違反して、貸借対照表、
損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、

又は不実の記載若しくは記録をしたこれらの
ものを提出したとき。

九 第十三条第二項の規定による命令に違反し
たとき。

第二十一条 第二条の規定に違反した者は、十万
円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(会社の事業)

第二条 会社は、当分の間、独立行政法人環境再
生保全機構法(平成十五年法律第 号。以
下「機構法」という。)附則第二十条の規定による
廃止前の環境事業団法(昭和四十年法律第九
十五号。以下「旧事業団法」という。)第十八条第一
項第九号の業務に係る機材で機構法附則第四条
第一項の規定により会社が承継したものの貸付
けの事業を経営することができる。

2 前項に規定する事業については、会社の成立
の日に、第一条第二項の環境大臣の認可を受け
たものとみなす。

3 政府は、会社の成立後五年を目途に、第一項
の事業を終了させるため、必要な措置を講ずる
ものとする。

(会社の在り方の検討)

第三条 政府は、特殊法人等改革基本法(平成十
三年法律第五十八号)第五条第一項に規定する
特殊法人等整理合理化計画(環境事業団に係る
部分に限る。)に基づき、平成二十八年三月三十
一日までの間に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の
処理の状況等を勘案しつつ、会社の在り方につ
いて、この法律の廃止及び会社の民営化を含め
た見直しを行うものとする。

(設立委員)

第四条 環境大臣は、設立委員を命じ、会社の設
立に關して発起人の職務を行わせる。

(定款)

第五条 設立委員は、定款を作成して、環境大臣
の認可を受けなければならない。

2 環境大臣は、前項の認可をしようとするとき
は、財務大臣に協議しなければならない。

(会社の設立に際して発行する株式)

第六条 会社の設立に際して発行する株式に關す
る商法(明治三十二年法律第四十八号)第六十
八条ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなけ
ればならない。

2 会社の設立に際して発行する株式について
は、商法第二百八十四条ノ二第二項の規定にか
かわらず、その発行価額の二分の一を超える額
を資本に組み入れないことができる。この場合
において、同条第一項中「本法」とあるのは、
「本法又ハ日本環境安全事業株式会社法」とす
る。

(株式の引受け)

第七条 会社の設立に際して発行する株式の総数
は、環境事業団(以下「事業団」という。)が引き
受けるものとし、設立委員は、これを事業団に
割り当てるものとする。

2 前項の規定により割り当てられた株式による
会社の設立に關する株式引受人としての権利
は、政府が行行使する。

(出資)

第八条 事業団は、会社の設立に際し、会社に対
し、機構法附則第四条第五項の認可を受けた同
条第一項の承継計画書において定めるところに
より、その財産を出資するものとする。

(創立総会)

第九条 会社の設立に係る商法第八十条第一項
の規定の適用については、同項中「第七十七
条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とある
のは、「日本環境安全事業株式会社法附則第七
条第一項ノ規定ニ依ル株式ノ割」とする。

(会社の成立)

第十条 附則第八条の規定により事業団が行う出
資に係る給付は、機構法附則第二十条の規定の
施行の時に行われるものとし、会社は、商法第
五十七條の規定にかかわらず、その時に成立す
る。

(設立の登記)

第十一条 会社は、商法第百八十八条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

(政府への無償譲渡)

第十二条 事業団が出資によって取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

(商法の適用除外)

第十三条 商法第百六十七条、第百六十八条第二項、第百六十九条、第百八十一条及び第百八十四条の規定は、会社の設立については、適用しない。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第十四条 機構法附則第四条第一項の規定により会社に承継される事業団の長期借入金に係る債務について旧事業団法第二十八条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

(商号についての経過措置)

第十五条 第二条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本環境安全事業株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業計画についての経過措置)

第十六条 会社の成立の日の属する営業年度の事業計画については、第八条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(政令への委任)

第十七条 附則第四条から前条までに規定するもののほか、会社の設立に関し必要な事項は、政令で定める。

平成十五年五月一日印刷

平成十五年五月二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A